

役員退職慰労金規程

昭和 53 年 7 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

2017 年 7 月 13 日一部改正

一般社団法人 日本工作機械工業会

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 53 条の規定に基づき、本会の役員の退職慰労金に関し必要な事項を定める。

(退職慰労金の支給)

第 2 条 会務の執行に常時あたる副会長、専務理事及び常務理事（以下「役員」という。）が退職したときは、退職慰労金を支給する。ただし、役員が、定款第 17 条の規定に該当して解任又は解嘱されたときは、退職慰労金を支給しない。

2. 役員が任期満了により退職した場合において、その者が引きつづき役員になったときは、退職慰労金を支給せず、最終の退職時に退職慰労金を支給する。この場合における在職月数の計算は、在職期間を通算して行う。

(退職慰労金の算定)

第 3 条 役員の退職慰労金は、退職時の本俸に次の月数を乗じた額とする。

在職 1 年以上 2 年未満の者	1 年につき 1 月
在職 2 年以上 3 年未満の者	1 年につき 1.2 月
在職 3 年以上 5 年未満の者	1 年につき 1.5 月
在職 5 年以上 10 年未満の者	1 年につき 2 月
在職 10 年以上	1 年につき 2.5 月

2. 在職中特に功労のあった役員に対しては、前項の退職慰労金を増額して支給することができる。

3. 在職期間の計算は、役員の選任又は委嘱の月から暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とする。

附 則

1. この規程は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

2. 昭和 53 年 7 月 1 日現在において在任中の第 2 条に定める役員が、昭和 53 年 7 月 1 日以後に退職したときの退職慰労金の算定は、日本工作機械工業会及び社団法人日本工作機械輸出振興会における在任期間を通算して行うものとする。

3. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正実施する。

4. この規程は、2017 年 7 月 13 日から一部改正実施する。